

第4期事業主行動計画

【第4期事業主行動計画】

両立支援とは、単に育児・介護の当該従業員のみを対象とするものではなく、すべての従業員が、自身のワークとライフのバランスを図り、豊かで幅広い生き方や生活を可能にするため、柔軟な働き方ができるよう意思表示をし、会社はそれに対し配慮と支援策を打ち出していくことにより会社への安心感と仕事へのモチベーションを高めていくという相互に関わりつつ作り上げていくものである。

その意味で、会社と従業員が丸となって働き方改革を推進することが必要である。社員が自分のこととしてワークライフバランスについて考えていけるよう会議を進め、社内へ発信していきたい。

期間：平成29年4月1日～平成31年3月31日

① 総労働時間の削減施策

対策

超勤時間を月1回の社内定例会議で報告し、社内共有を図る。

② 働き方の見直し施策

対策

- ・総労働時間を削減するためには、働き方の見直しを行わなければ実現できない。働き方の見直しについて、仕事の進め方や時間の使い方の成功事例などをパンフレットにまとめ、社員啓蒙を図る。

③ 育児のための両立支援施策により男性の育児休業取得を図る

対策

- ・男性の育児休業取得について、短い期間でも取得できることを周知する。
- ・男性の育児休業取得を目指す。

④ 社内行事の実施により家族サービスに貢献することで、社員の仕事と家庭の両立支援を図る施策

対策

- ・社屋見学会を実施する
- ・社屋見学会時に、育児休業者と育児休業復職者の交流の場を設ける

以上